

福島ロボットテストフィールドを活用した社会インフラの長寿命化に
関する研究開発及び人材育成並びに福島イノベーション・コースト構
想の推進に関する協定書

日本大学工学部（以下「甲」という。）と公益財団法人福島イノベーション・コースト構想推進機構ロボット部門（以下「乙」という）は、次のとおり福島ロボットテストフィールド（以下「RTF」という）を活用した橋やトンネルをはじめとする社会インフラの長寿命化に関する研究開発及び人材育成並びに福島イノベーション・コースト構想の推進に向けた連携を強化するため、次のとおり協定（以下「本協定」という）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲と乙の相互の緊密な連携と協力のもと、RTF を活用した社会インフラの点検・診断技術の開発及びメンテナンス技術者養成のための研修等を通じ、社会インフラの長寿命化に関する研究開発及び人材育成並びに福島イノベーション・コースト構想の推進に寄与することを目的とする。

（連携・協力事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の各号に掲げる事項について連携し協力する。

- （1）甲が所有する高耐久構造物や劣化構造物の RTF への設置に関すること
- （2）RTF の施設及び前号の各種構造物を活用した社会インフラ長寿命化に関する研究開発や点検・診断に関する人材育成に関すること
- （3）ドローンなどのロボットを活用した高精度かつ効率的な社会インフラの点検・診断手法の普及啓発に関すること
- （4）RTF の国内外への情報発信に関すること
- （5）東日本大震災からの復興と産業振興に関すること
- （6）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

（知的財産の取扱い）

第3条 本協定に基づく連携・協力により構成された知的財産権等は、特に定めが無い場合は甲に帰属するものとするが、別途、甲乙による共同研究契約等を締結する場合は、その共同研究契約等の定めに従うものとする。

（秘密保持）

第4条 甲及び乙は、本協定に基づく事業を行う上で、互いに知り得た情報は、本協定に基づく事業を遂行するためにのみ使用するものとし、事前に相手方の承諾を得ずに第三者に開示し、又は漏洩してはならない。ただし、法令又は条例の規定により開示しなければならない場合、既に公知となっている情報の場合及び当該当事者の了解を得た場合はこの限りではない。

2 前項の規定は、本協定の有効期限が満了した後においても同様とする。

（協定内容の変更）

第5条 甲又は乙のいずれかが、本協定の変更を申し出たときには、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第6条 本協定の有効期間は、協定締結の日から1年間とする。ただし、有効期間満了の日の1か月までに甲又は乙から解約の申し出がない場合は、引き続き延長されるものとし、以後も同様とする。なお、延長にあたっては、状況の変化に鑑み、協定内容を精査し、改訂が必要な場合は甲乙協議のうえ対応するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、甲又は乙から解約の申し出があり、甲乙が合意したときは、終了するものとする。

（協議事項）

第7条 本協定に定めのない事項が生じたとき、又は本協定の解釈に疑義が生じたときは、甲乙相互に誠意を持って協議の上、対応するものとする。

本協定の締結を証するため、本協定書を2通作成し、甲乙署名押印の上各1通を保有する。

令和元年9月20日

甲 福島県郡山市田村町徳定字中河原1番地
日本大学工学部
工学部長

出 村 克 宣

乙 福島県南相馬市原町区萱浜字新赤沼83番
公益財団法人福島イノベーション・コースト構想
推進機構 ロボット部門
福島ロボットテストフィールド所長

鈴木 夏二